



本ホームページで記載している【リユース回収サービス・お部屋の片付け(ごみの仕分けサポート)】とは、お客様が不動産売買や賃貸等による建物等の明け渡しをしなければならない際に、建物等の室内外にある「物品(有価物)」や「ごみ(廃棄物)」の片付けについて、当社が有する古物商許可及び家電リサイクル券システム取扱店の範囲にて、“リユース”を目的とした「物品(有価物)」の買取回収を行い、「ごみ(廃棄物)」については、「ごみ(廃棄物)」の仕分け等を代行(手伝い)するサービスとなります(家電リサイクル品の廃棄物については当社で回収が可能です)。

また、一次的に当社基準により買取ができない(例:物品の性状や年式等から、再販価格が安価で経済的合理性が無い)と判断した物品のうち、お客様がその物品について、「ごみ(廃棄物)」ではなく、修繕や清掃等の作業を行えば、リユースが可能な「物品(有価物)」であると認識し、その作業を当社に委託して社会資源として還元してほしい(社会貢献意識)という依頼があった場合は、当社が物品の性状、流通市場、物品の管理、弊社倉庫の保管余力等を総合的に勘案し、修繕や清掃等(修理・再生メンテナンス)の作業を請け負うことで、リユースが可能と判断したものにつき、その「物品(有価物)」の無償譲渡を受け、リユース目的での修繕・清掃等の作業代を申し受けて回収を行うサービスも含まれます。

「循環型社会形成推進基本法」の基本原則において、リユースはリサイクルよりも上位に位置づけられ、基本計画において「リサイクルに比べ取組みが遅れているリデュース・リユースの取組み強化」が施策の柱として位置付けられています。リユースは、製品の使用期間の長期化や廃棄物の発生抑制に寄与するとともに、製品製造時、廃棄時の資源消費・環境負荷を回避することにもつながると考えられ、推進していくことが求められています。

上記の循環型社会形成推進基本法から、当社は、不用品を「ごみ(廃棄物)として処分する」のは、最早「時代遅れ」であり、現代の社会は、不「要」品として、有価物としてリユースし、ごみの削減に貢献する時代であると考えています。

なお、「物品(有価物)」ではない、ご家庭内の「生活ごみ(廃棄物)」や「粗大ごみ(廃棄物)」の処分は一般廃棄物処理法・家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等の関係法規に従い、適正に処理して頂く必要があります。

以上